

平成23年度第1回佐久市文化財保護審議会 会議録

日 時 平成23年7月6日(水)
午前10時から

場 所 野沢会館 203会議室

委員出席人数 出席9名 欠席1名

議 題

- (1) 臼田トンネル産古型マンモス化石の文化財指定について
- (2) 前回からの継続案件について
 - ① 岩村田祇園の神輿
 - ② 岩村田葛石のトウグミ
- (3) 報告事項
 - ① 「岩村田ヒカリゴケ産地」について
 - ② 旧中込学校の改修について
 - ③ 標柱の改修について
 - ④ 前山城跡内の歩道整備について
 - ⑤ 五郎兵衛用水の遺構箇所の改修について
 - ⑥ 旧大沢小学校の屋根修理について
- (4) その他
 - ① 文化財パトロールについて
 - ② 八幡神社について
 - ③ 志賀村役場について

会議内容

事務局説明、質疑、意見交換等要約

●臼田トンネル産古型マンモス化石の文化財指定について

事務局 (発見の経緯)

平成20年11月27日、中部横断自動車道臼田トンネル工事現場の掘削残土置き場にて発見。長野県教育委員会・野尻湖ナウマンゾウ博物館学芸員により、ゾウ化石であることが確認された。

(調査の経過)

平成20年12月14日、発見されたゾウ化石の産出層準及び化石の同定研究のため、佐久市教育委員会文化財課を事務局として「臼田トンネルゾウ化石調査会」を組織し、20年度から22年度にかけて調査、22年度に報告書を刊行し、調査完了となる。

(発見場所)

中部横断自動車道臼田トンネル、北側の入口から205mから215mの地点。

地籍は「佐久市中小田切字駁馬出口」

(化石の概要)

- (1) 左上顎第3大白歯、これはほぼ完全なゾウの歯の化石。
- (2) 左下顎第3大白歯、4点。
- (3) 切歯片、(牙)、主な物は10点、小片は多数発見。

(発見の意義)

現在古型マンモス化石は全国26箇所で発見されており、この古型マンモスの化石は、全国で27例目。今まで千葉県、新潟県また大阪・九州など、主に海沿いで発見されて

おり、長野県の山間地からの発見は初めてである。発見された場所としても非常に珍しい。マンモスは概ね120万年から70万年前位に日本で生息していたといわれているが、この化石の発見された場所の地層から、この化石はおよそ100万年前のものであるという調査結果が出ている。また、日本でこのように、同一個体に属すると思われる上顎、下顎、切歯がまとまって産出された例はなく、日本における古型マンモスの形態的特徴を知る上で、非常に貴重な資料である。
市文化財への指定について、ご審議いただきたい。

委員 マンモスが死んでそのままではなく、骨になって流されてバラバラで堆積したものと言うことか。

事務局 マンモスが死んだ場所かどうかについては、今回の調査では不明。

委員 この歯の大きさと、マンモス全体の大きさが判るのか。

事務局 調査会で海外の標本と比べて調査をしたが、それに比べると小さい方であるという報告がある。

委員 化石の発見場所がトンネルから205m地点とあるが、ここから地質が変わる等、何か意味があるか。

事務局 特に意味はない。

委員 所有者は誰か。また、化石は文化財課の資料室に展示となるのか。

事務局 展示にいては、現在土器などは文化財課の資料室で展示しているが、そこではなく、もっと大勢の人に見て頂けるような場所で展示したいと考えている。
所有は、佐久市。

委員 段階としては、まず市文化財として指定をしていくことが重要であり、非常に存在価値が高いものである。

本化石が、佐久市の文化財として指定することが適当であることを答申をしたい旨を確認。

(全員了承・異議なし)

臼田トンネル産古型マンモス化石を佐久市指定の文化財とすることが適当である旨、審議会からの答申を得る。

●岩村田祇園の神輿

事務局 平成21年11月開催の文化財審議委員会において審議され、平成22年2月25日現地調査を行っている。地元で専門家に写真を送り、所見を依頼した。
専門家の所見によると、造立年代が明らかな神輿は少なく、しかもオリジナル素部材を留める神輿はさらに少ないという実情を考えると、造立年と江戸で造られたことが明らかで、天保期の部材を多く留める可能性のある当神輿は大変貴重であり、今後の参考史料として大いに宣伝する価値がある。そのため地域文化財指定することは異議が高い。なお、最終的な判断は現地確認し、修復状況を確認した上で行いたい、ということである。

委員 岩村田祇園の神輿については、修復前の神輿を確認している。時代的には江戸時代のものとのことだが、先日小諸の業者に修復をお願いしたと聞いている。

事務局 横浜国立大学の専門家が7月23日に現地に見え、建築史的な見地から確認をして、見解を出して頂けるということで地元から報告を受けている。現在途中経過を報告し、次回以降その所見を確認してご審議をいただきたい。

委員 専門家の意見をもらわないと、今までの資料だけでは判断は難しい。建築史的な立場から専門家の意見をいただき、また違った角度から検討をしていきたい。

●岩村田蔦石のトウグミ

事務局 平成22年9月と平成23年3月の審議会でも2回審議している。事務局で現地を確認したところ、現在地元で保全・保護されている状況となっていない。

委員 現在、トウグミの木が枯れ枝になってきてしまい、木がだいぶ弱ってきている。住民との関わりや木の重要性の再検証をしていきたい。

委員 以前、調査を依頼され、木を調査した。「トウグミ」と言っているが、実際は「ナツグミ」。正式名称で呼んだ方が良いので、今後は「ナツグミ」と統一した方が良い。

今後、名称を「ナツグミ」とすることで一致。

●岩村田ヒカリゴケ産地について

事務局 国天然記念物ヒカリゴケ産地の道路の隣接地の所有者から、ヒカリゴケの保護・保全を図っていくために土地を寄附したいと申し出があり、4月13日に寄附を受け、5月18日所有権移転が完了している。以前駐車場にしたらという話もあったが、ヒカリゴケに悪影響となる可能性があるため、駐車場にはしない方向である。

委員 ヒカリゴケの保護・保全を考えていって欲しい。

●旧中込学校の改修について

事務局 ベランダ、床面等の改修について文化庁と協議をして、改修を行っていきたいと考えている。

委員 だいぶ傷んでいるので、改修を急がなければいけない。耐震はどうなっているのか。

事務局 平成21年度耐震診断を行っており、中規模の地震には耐える、大規模の地震には倒壊の危険があるという結果が出ている。将来的な検討もこれから必要となってくる。

●標柱の改修について

事務局 現在確認されているもので、2箇所改修の必要がある。浅科地区の舟つなぎ石の標柱の根元が腐食し折れてしまっており、現在仮設置の状況である。また、臼田の広川原洞穴群の標柱が腐食し倒れてしまっている。歩道にあるワイヤーの柵も非常に危険な状況であるため、対応をしていきたいと考えている。

委員 佐久市内にある指定文化財をまわってみると、古墳関係に入れないところがある。今後の維持管理について、検討をお願いしたい。また、岩下の踊り念仏は現在行われていないのが現状のようである。文化財の指定について、見直しを検討していく必要があるのではないか。

事務局 委員の皆さんから情報を得ながら計画的に確認を行っていきたいと考えている。活動を行っていない無形文化財の見直し等についても内部で検討をして提案していききたい。

委員 王城公園の石並城の空堀に佐久市教育委員会の標柱が立っていたが、現在倒れている状態である。

事務局 調べて対応を検討していく。

●前山城跡内の歩道整備について

事務局 平成22年9月に文化財保護審議会に議案として報告済みの事項である。小宮山地区側からの登山道が傷んでいるため、板柵施工により対応していく予定であり、材料については文化財課で、作業は区において行うことになっている。材料は発注済みで、材料がそろい次第整備を行っていく段階である。

特に意見なし

●五郎兵衛用水の遺構箇所の改修について

事務局 道路改良により旧水路が分断された状態となっている。旧水路であるため普段、水は流れていないが、土砂などがつまっており、大雨の時には水が道路に溢れてしまう状況である。傷んだU字溝の改修と土砂を取り除く工事を考えている。

特に意見なし。

●旧大沢小学校の屋根修理について

事務局 屋根瓦が傷んでおり雨漏りしている状況のため対応していく。

特に意見なし。

●文化財パトロールについて

事務局 事務局で候補地を決定し、8月下旬から9月上旬に実施したいと考えている。

特に意見なし。事務局案で進めることで了解する。

●八幡神社について

事務局 区の要望として、八幡神社の価値の確認、文化財に指定していない拝殿の彫刻の保存についての要望がある。今後文化財パトロールを行い、建造物の確認や、場合によっては専門家の所見をもらうなど検討していきたいと考えている。

委員 氏子総代から拝殿の彫刻の色落ちや雨漏りがあるので、市の補助が無いかどうか相談を受けた。また、算額の納めてある建物の中にも古いものがあり、それらの保存方法についても考えて欲しいという要望がある。

事務局 区長総会でも要望がある。高良社については国指定のため、改修などの申請が通れば国・県・市からの補助が見込める。市の文化財については、市の補助が2分の1以内となる。何れにしても、地元の負担も必ず必要となることを区長に了解をお願いした。算額を納めてある建物については、現在文化財ではないため、この取扱については今後検討が必要となる。

●志賀村役場について

事務局 この建物については、昭和52年から志賀地区に契約により貸し出しをしてきた。以前は区民が利用していたが、平成10年に中宿に公会場が新築されてから、地元では草刈り等の管理のみ行ってきた。この6月に志賀地区5区長の連名で契約解除の申し出があった。建物は増築した部分があり、また内部には物が置いてあり、傷みが激しい状況だが、文化財的な価値があるかどうか、文化財パトロール等、別の機会を利用して現地を見ていただく機会をつくりたいと考えている。

今後、パトロール等で現地を確認していくことで了解する。